

森林経営管理制度における「村上市森林経営ガイドライン」

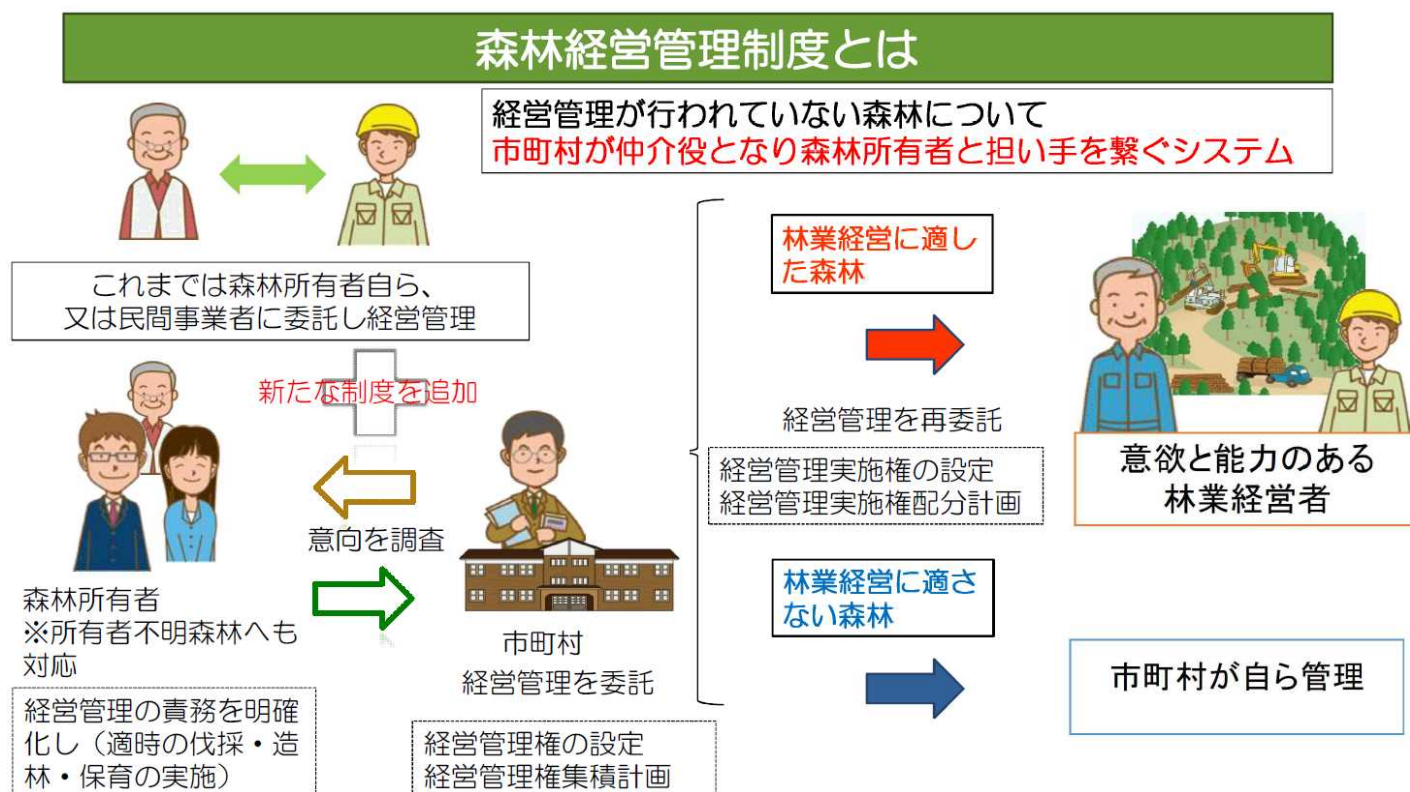
令和2年5月

1 新たな森林経営管理制度

(1) 趣旨

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしている一方、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷により森林への関心が薄れ、経営意欲が乏しく経営管理を行っていない、境界がわからない、所有者や共有者がわからず手がつけられない森林が多く存在しています。

こうした状況を踏まえ、森林の経営管理を責任ある主体によって持続的に行うため、森林所有者の責務として、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行うことを明確化するとともに、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林について、市町村が経営管理を行うために必要な権利（経営管理権）を取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者（民間事業者）に委ね、林業経営に適さない森林や林業経営者（民間事業者）に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理を行うことで、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的としています。



（２）森林の「経営管理権」

森林の「経営管理権」とは、自ら責務が果たせない森林所有者の森林を、所有者の同意に基づき市町村が預かり、「立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施するために取得する権利」のことであります。（立木の所有権は森林所有者にあります）

経営管理権は、所有者との合意の下で市町村に設定するとともに、市町村は設定を受けた森林の経営管理を民間事業者等に再委託する（「経営管理実施権」を設定する）、あるいは市町村が自ら経営管理を行うことで林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を行うものです。

（３）市への経営管理権の設定

市では、手入れがなされていない森林、路網整備や国土調査の状況などを踏まえて、経営管理の集積・集約化を図ろうとする森林を対象に、所有者に対して意向調査を行います。

意向調査については、市内の私有林人工林面積約18,500haのうち森林経営計画が策定されていない面積約11,500haを各地区大字ごとに順次調査を行います。

意向調査の結果、所有者から市に経営管理を委託する申出があった森林において、林業経営に適した森林※1は市が森林所有者と林業経営者（民間事業者）を仲介することで、林業経営者の森林整備を促進します。また、林業経営に適さない森林※2や森林所有者が市の経営管理を希望する場合は所有者との合意の下に、委託期間や委託期間内に行う経営管理の内容（保育、間伐、主伐・再造林など）について明らかにした「経営管理権集積計画」を定め、これを公告します。この公告をもって、市に経営管理権が設定されます。

なお、市は森林所有者から経営管理を委託する申出があった森林であっても、次の条件に該当する森林については委託を受けないものとします。

（委託を受けない森林）

- ① 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者が自らの負担により必要な施業を実施する必要があると認める場合
- ② 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な場合
- ③ 申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であり、周囲の森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理の集積・集約化が見込めない場合
- ④ その他、市長が別に定める事項

※1 林業経営に適した森林とは、村上市森林整備計画で定められた木材生産林の区域であること

木材生産林とは、木材生産を目的とする人工造林により造成された森林のうち、樹高成長が見込める森林、土地の生産力が高く樹木の生長がよい森林、道路に近く木材等の搬出に有利な森林

※2 林業経営に適さない森林とは、村上市森林整備計画で定められた木材生産林の区域ではないこと。また、木材生産林の区域内であっても民間事業者が経営管理実施権を設定しない森林

(4) 民間事業者への再委託（森林経営管理実施権の設定）

市は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権を設定することによって、経営管理を再委託することができます。この場合、民間事業者は、将来にわたって森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有する必要があります。

市は、新潟県が公表している「意欲と能力のある林業経営体」（※3）の中から事業者を選定して経営管理実施権を設定します。

経営管理実施権を設定するには、「経営管理権集積計画」と同様、委託期間や期間内に行う経営管理の内容（保育、間伐、主伐・再造林など）、利益が生じた場合の所有者や市（管理経費等を支出している場合）に支払われる金銭の算定方法、などを明らかにした「経営管理実施権配分計画」を定め、これを公告することによって、民間事業者に経営管理実施権が設定されます。

※3 意欲と能力のある林業経営体とは、新潟県知事は森林管理経営法の規程に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者について、新潟県「意欲と能力のある林業経営体」を公募し、能力等を有すると認められる者をリスト化し公表しています。

(5) 市による経営管理

市は、市町村森林経営管理事業計画を策定する森林（経営管理権を有する森林）のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や、再委託先が見つからない森林は自ら経営管理を行い、管理コストがあまりかからない自然に近い森林へ整備します。

実際には、経営管理のために実施する施業や管理行為は市が民間事業者等に委託します。

また、市町村森林経営管理事業計画を策定しない森林については、経過観察森林としてリスト化、必要に応じて森林の状況を確認して管理します。

(6) 所有者不明森林等への対策

新たな森林経営管理制度は、森林所有者との合意を基本とする制度ですが、森林の所有者や共有者がわからないため、手が付けられない森林が多くあります。

こうした森林でも、定められた手続を執ることで市が経営管理権を設定できる制度となっています。

① 共有者の一部が不明な場合

確知されている共有者が市への委託を望んでいるが、共有者の一部が不明の場合、市は林地台帳などの情報から不明共有者の探索を行い、それでもなお不明共有者を確知できないときは、当該森林について市が経営管理権の設定を受ける旨公告します。公告の日から起算して6か月以内に不明森林共有者からの異議の申出が無ければ、不明森林共有者は経営管理権の設定に同意したものとみなされ、市に経営管理権が設定されます。

② 森林所有者の全部が不明な場合

所有者（又は共有者の全部）が不明の場合、上記①と同様に、不明森林所有者の探索、公告を行い、新潟県知事の裁定を経て、市が経営管理権を設定することが可能です。こ

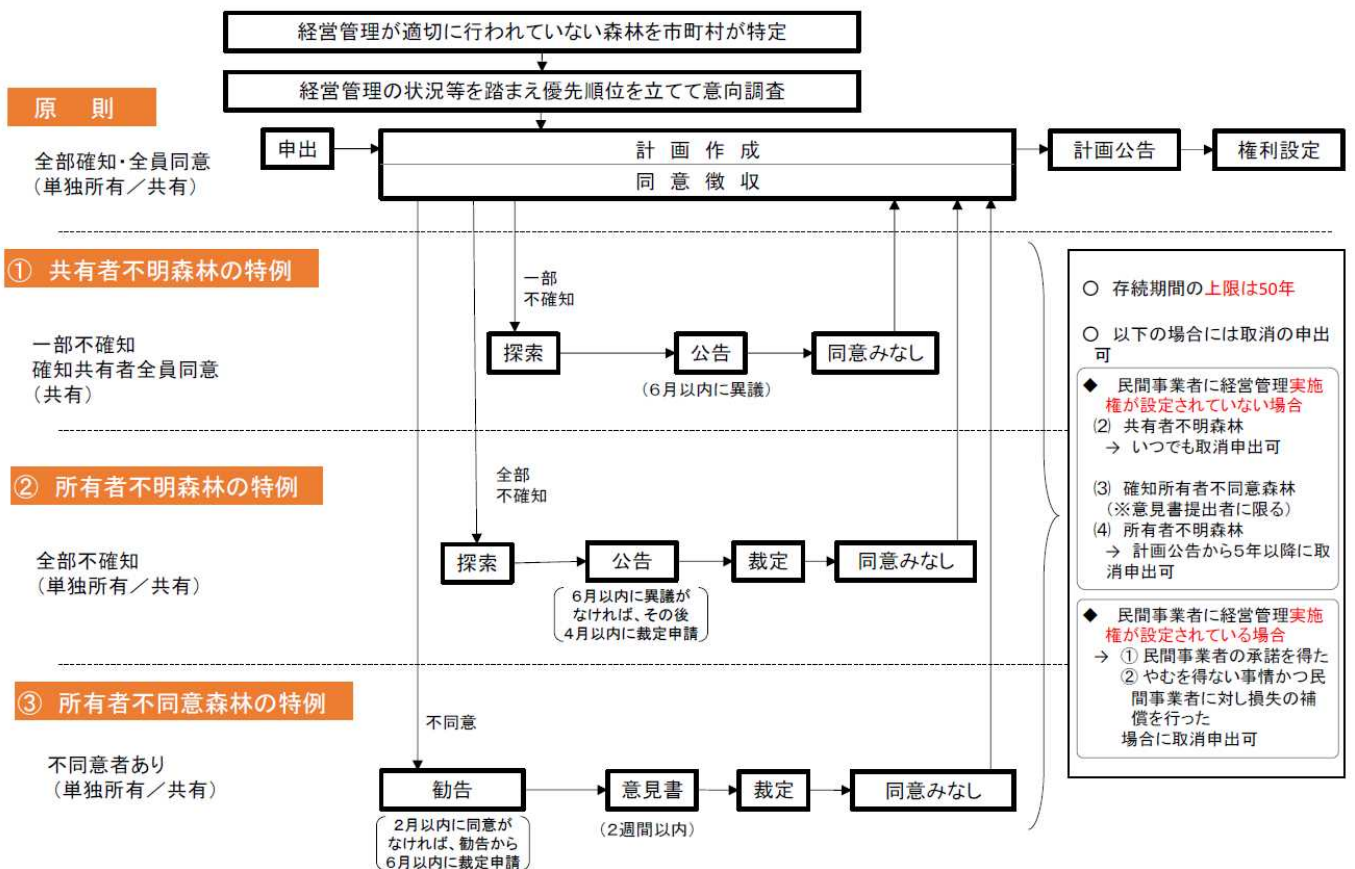
うした森林の経営管理の結果、森林所有者に支払うべき金銭（利益）が生じたときは、当該金銭を供託所（新潟地方法務局）に供託します。

③ 経営管理権集積計画に同意しない森林所有者への対応

例えば、周辺の森林所有者は市に経営管理権の設定を求めているが、一部の所有者が設定に同意せず、かつ、その所有者が所有森林の経営管理を行っていないというケースも想定されます。そういったケースにおいて、市が当該森林を含めて経営管理権を設定しようとする場合は、所有者への勧告を行い、同意しないときは、新潟県知事の裁定を経て、経営管理権を設定することが可能となっています。

ただし、当該勧告は確知森林者が森林経営管理法第3条第1項に基づく責務を果たしていない場合が前提になることから、当該森林又は当該森林の周辺森林における経営管理の状況等を総合的に勘案し、水源涵養機能、木材生産機能、生物多様保全機能等の森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべきにもかかわらず、長期にわたって施業が実施されていない森林である場合に限ります。

<所有者不明森林等における権利設定の流れ>



(7) 災害等防止措置命令

伐採や保育などが実施されておらず、かつ、このままでは引き続き伐採や保育が実施されないことが見込まれる森林で、土砂の流出等の災害を引き起こす恐れがある森林について、市は森林所有者に間伐や保育の実施を命じることができ、それに応じない場合等については、経営管理権の設定を行わず代執行により間伐等を実施することができます。

(8) 森林環境譲与税との関係

所有者への意向調査や境界の明確化、市が行う経営管理（間伐や保育等の森林整備や管理）に要する経費については譲与税を活用します。

また、所有者への働きかけの結果、寄附などにより市が新たに取得することとなった森林の経営管理や、市が災害防止等措置命令を行った森林において代執行として行う間伐や保育についても譲与税を活用します。

ただし、市は特別な理由がない限り、森林所有者から森林の寄付は受けません。

(9) 森林経営計画との関係

森林経営管理制度は、適切な経営管理を実施していない森林において、森林の経営管理を行う者を、市もしくは意欲と能力のある林業経営者（民間事業者）に移行させる制度であり、森林施業の内容は森林法に基づく制度で行うこととなります。したがって、適切かつ持続的な森林施業を確保するため、経営管理実施権が設定された林業経営者は、経営管理実施権が設定された森林について、森林経営計画を樹立していく必要があります。

また、すでに森林経営計画が樹立されている区域であっても、所有者の特定が困難といった事情により、現実には森林経営計画樹立森林の間に未樹立森林が介在している場合も多くあるため、市は林業経営者に対して経営計画樹立森林に介在する森林を対象に経営管理権の設定を行い森林経営計画に取り込むよう指導します。

(参考) 個人情報の取扱いについて

(1) 林地台帳及び地図の活用

森林所有者に対して経営の意向を調査したり、境界を明確化したりする際には、森林所有者、森林の位置や地番、境界測量の状況を整理した情報である林地台帳及びこれに付属する地図を活用します。

林地台帳及び地図の情報については、一部の情報は公表することとされており、新潟県内で森林経営計画の認定を受けている森林組合や林業事業体等に対しては、森林整備の担い手による集約化施業の取組等を促進する観点から、個人情報も含め情報提供することが可能となっています。

(2) 個人情報保護条例との関係

森林簿など林地台帳以外の情報を外部に提供しようとする場合、村上市個人情報保護条例に

基づく個人情報取扱事務登録簿等に森林簿など個人情報を含む森林関連情報を記載し、その利用目的として森林経営計画の作成や森林の経営委託に関する意向調査等を、その提供先として森林組合、林業事業体等をそれぞれ規定することにより、林業事業体等への情報提供等が可能となります。

また、市が有する個人情報を、森林組合や林業事業体等の外部に提供する場合は、個人情報保護審査会による答申を経て提供することになります。

意向調査後の流れ

